

地方創生関係交付金の概要

目的等

- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援
 - ①地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
 - ②地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
 - ③KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

交付金の種類等

(1) 地方創生推進交付金（令和4年度予算要求額：1,200億円）

○主な対象事業等

①先駆性のある取組及び先駆・優良事例の横展開

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成

例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

○交付上限額等

	交付上限額（国費）		申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円	横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中核中核都市	先駆2.5億円	横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円	横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中核中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

(2) 地方創生拠点整備交付金（（参考）令和2年度第3次補正予算額：500億円、令和4年度当初要求予算額：70億円を要求）

○対象事業

・観光や農林水産等先駆的な振興等を図る施設についての、単年度又は複数年度（最長5年間）にわたる整備等

※当初予算額は地方創生推進交付金1,200億円の内数

○交付上限額（国費）の目安

	都道府県	中核中核都市	市町村
1団体あたりの目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

交付割合等

国

交付金（1/2）

都道府県・市町村

交付金の交付に際し、地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定

（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じている）